

寝屋川保健所の業務の一部が 保健福祉センターに移ります

平成30年10月31日に本市を中核市に指定する政令が公布され、中核市への移行が正式に決定しました。中核市への移行に伴い、現在寝屋川保健所で行っている業務の一部が寝屋川市保健福祉センターに移されます。

市民のみなさまには、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

平成31年4月1日(月)から

精神保健福祉業務

- ・精神保健福祉相談
- ・統合失調症、うつ等の精神疾患（ひきこもり、アルコール依存症を含む）に関する相談

難病業務

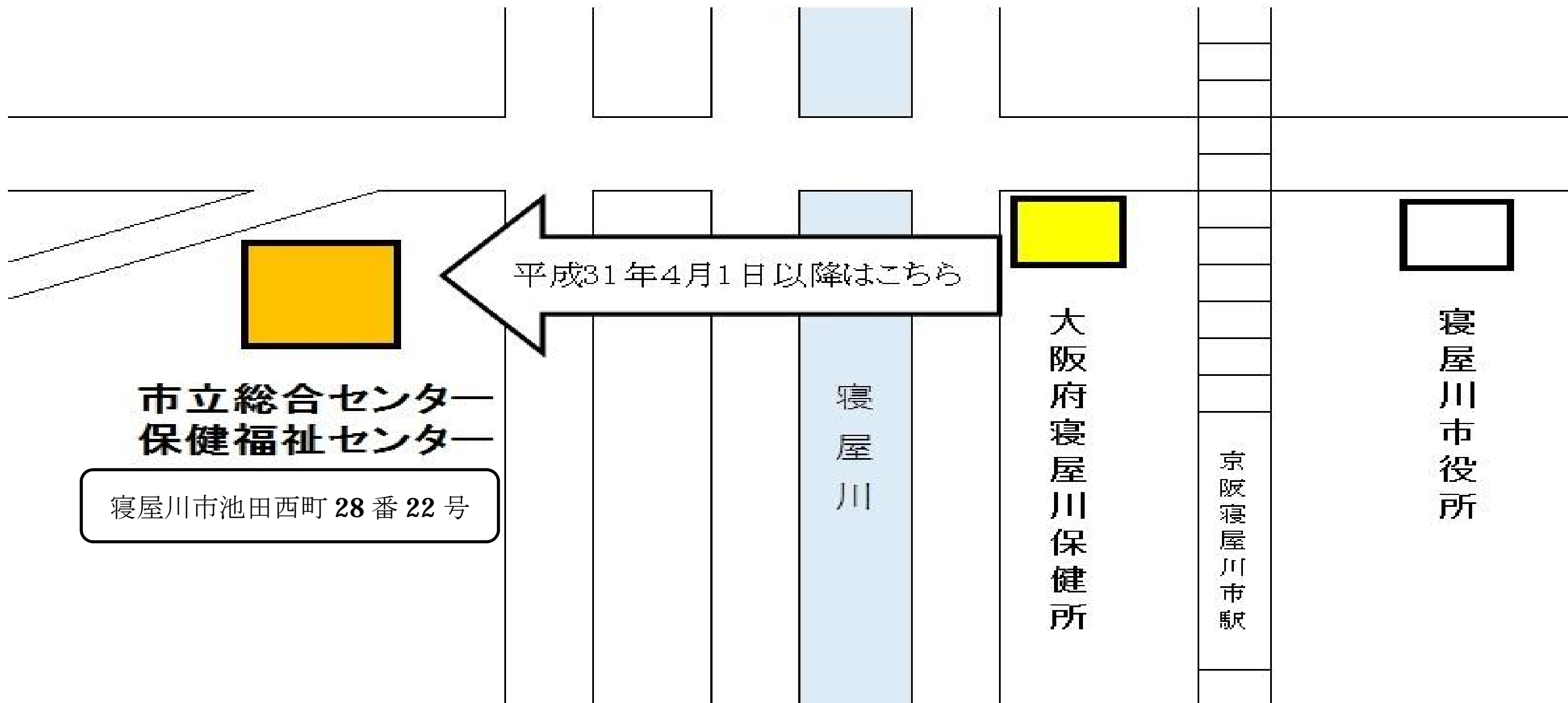
- ・特定医療費（指定難病）医療費助成
- ・療養等各種相談
- ・原子爆弾被爆者、石綿（アスベスト）に係る各種申請

**保健所すこやか
ステーション
（保健福祉センター1階）**

その他

- ・小児慢性特定疾病事業
- ・療育相談など母子に関する事業
- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業
- ・肝炎治療医療費助成制度

保健福祉センター2階
※受付窓口の詳細については、市広報等でお知らせします



お問い合わせ先
 寝屋川市 健康部 保健所準備室
 TEL 072-824-2112
 寝屋川市本町 1 番 1 号